

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		川西市上下水道事業経営審議会第2回部会	
事務局 (担当課)		上下水道局 経営企画課	
開催日時		令和4年1月24日(月)午後6時30分～午後8時30分	
開催場所		川西市役所 7階大会議室及びWeb会議システム	
出席者	委員	井上 定子、尾崎 平、木本 圭一、藤井 秀樹、宮本 幸平、	
	事務局	川西市上下水道事業管理者、上下水道局長、上下水道局副局長、水道技術監、下水道技術監兼下水道技術課長、水道技術課長、給排水設備課長、浄水課長、経営企画課長、経営企画人事・契約担当課長、経営企画課主査、経営企画課主任、経営企画課主事	
傍聴の可否予定		可	傍聴者数 1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1.開会 2.議事 水道料金制度について検証 その他 3.閉会	
会議結果		別紙審議経過のとおり	

## 審 議 経 過

### 1．開会＜事務局進行＞

開催に先立ち、Web会議システムでの参加及び通信の確認を行います。会議開始前に事務局が「映像及び音声により委員本人であること」、「委員相互間での映像及び音声の即時の相送受信が適正に行われていること」の2点について、確認をとっております。

### 2．議事

#### 【1．水道料金制度について検証】

#### < 部会長 >

議事1の水道料金制度について検証を議題としたいと思います。

それでは事務局の方から、説明をお願いいたします。

#### < 事務局 >

はいそれでは、議事の2(1)水道料金制度について検証について説明をさせていただきます。

前回の部会を踏まえまして、資料を画面共有しながら進めさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

まず資料の確認ですが、資料1から8を配付させていただいております。皆様のお手元にございますでしょうか。

それでは、資料について、順を追ってご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

財政収支試算の前提条件でございます。財政収支試算の見直しに伴い変更した内容で、第1回部会でいただいた意見を基に作成しており、反映した箇所を太文字にしたうえで下線を引いております。

変更点としましては、前回資料の補てん財源明細書の損益勘定留保資金のその他の項目に影響がある退職給付引当金を令和3年度予定数値で一定としていたものを修正し、条件の項目に特別利益、特別損失を追加し、令和4年度以降0円と追記しております。なお、補てん財源の内訳の修正のみのため、これによる損益計算書への影響はございません。

次に、資料2をご覧ください。

給水人口と給水世帯数及び給水収益の推移でございます。各表の上段が現在の新水道ビジョンの数値、下段が第2次川西市総合戦略における人口推計を基に試算した見直し後の数値となっております。

上から 2 段目の給水世帯数の表をご覧ください。

給水世帯数については、見直し後では令和 7 年度より減少傾向になることから、令和 7 年度に色付けしております。これは、直近の 1 世帯当たりの構成人員を基準として、過去 10 年間の増減を参照した数値で増減し、その数値で給水人口を割って積算した数値であり、人口推計の見直しによるものです。

上から 3 段目の給水収益の表をご覧ください。

給水収益については総額と、固定費の割合を算出するため、内訳として基本料金とその割合を合わせて掲載しております。固定費の割合については、現在の新水道ビジョンの人口推計で積算した数値と、見直し後の人口推計により積算した数値の両方とも増加していく見込みとなっておりますが、見直し後の方が固定費の増加幅がゆるやかになっております。これは、給水世帯数が現在の新水道ビジョン時は増加していくと見込んでいたものが、見直し後は令和 7 年度以降減少していく見込みとなったためです。

次に、資料下部のグラフをご覧ください。

左のグラフが給水人口と給水世帯数の推移を表したグラフで、棒グラフが給水人口、折れ線グラフが給水世帯数となっております。また、右のグラフが給水収益の推移を表したグラフとなっており、それぞれ現在の新水道ビジョンの数値と見直し後の数値を表示しています。

まず、左のグラフをご覧ください。

現在の新水道ビジョンの推計と比較しまして、見直し後の給水人口は令和 14 年度時点で約 5,000 人の減、給水世帯数は令和 14 年度時点で約 2,000 世帯の減となっております。

次に、右のグラフをご覧ください。

現在の新水道ビジョンの推計と比較しまして、見直し後の令和元年度から令和 14 年度の給水収益の減少率は 4.2%で、1.8 ポイント減となっております。これは、給水収益の算定における前提条件の変更によるものです。

次に、資料 3 をご覧ください。

令和 4 年 1 月 1 日時点の川西市と近隣市町の水道料金体系でございます。1 番目の表が基本料金、2 番目の表が水量料金単価で、1 番下の表は、メーターの口径が 20mm で 2 ヶ月あたり 20 立方メートル使用した場合の水道料金を掲載しております。

まず、1 番目の表をご覧ください。1 番目の表について、川西市の口径 20mm の基本料金は近隣市と比較すると低い設定となっており、口径 25mm から 100mm は高い設定となっ

ております。次に、2 番目の表の水量料金については近隣市町と比較すると料金設定が高い状況となっております。

また、水量料金について、他市の特徴を申し上げますと、伊丹市・宝塚市・三田市は口径別に単価を設けております。各市の口径別の料金設定は2 番目の表の下で記載しておりますが、例えば伊丹市については口径 13mm から 25mm が左側、口径 40mm から 250mm が右側に記載している単価となっております。

次に、1 番下の表をご覧ください。メーターの口径が 20mm で 2 ヶ月あたり 20 立方メートル使用した場合の水道料金について、川西市では 2,800 円となっており、近隣市と比較して高い料金体系となっております。

次に、資料 4 をご覧ください。

川西市上下水道局としての水道料金体系の変更案でございます。局で水道料金を検討するプロジェクトチームを設置し、そこでまとめた 5 つの最終案をパターン から として表示しています。

パターン 、 が水道料金体系のみの変更です。こちらは、2 か月あたり 20 m<sup>3</sup>使用すれば現行料金と変わらない内容となっております。パターン 、 は水道料金を値上げする内容になっています。

それぞれ局としての各パターンの評価、基本料金・水量料金の変更内容、単年度損益と資金残高がマイナスになる年度、令和 5 年度から令和 14 年度までの基本料金額と水量料金額の合計またその割合、および現料金体系との金額の比較、変更内容のメリットとデメリット、最後にメーターの口径が 20mm で 2 ヶ月あたり 20 立方メートル使用した場合の水道料金を掲載しています。

5 つの案の中では、局としてはパターン を評価として としております。

その理由といたしましては、現段階で算出した財政収支試算では、令和 16 年度まで資金不足にならないことを考慮すると、水道料金の値上げは局としてはまだ早いと考えており、パターン ~ については評価を としております。パターン と の違いについては、変更する金額の内容は同じですが、パターン では口径 13mm から 25mm に限って変更をしています。川西市は、資料 3 の基本料金単価の表のとおり大口径が近隣市より高額なことから、口径 40mm 以上は変更しないパターン が一番良いものと考えております。

次に、資料 5 をご覧ください。

資料 1、資料 4 を反映させた各パターン別の令和 14 年度までの財政収支試算でございます。資料 5 - 1 から 5 - 12 の 12 枚の構成となっており、5 - 1、5 - 2 が損益計算書、5

- 3 が資本的収入及び支出総括表と補てん財源明細書、5 - 4、5 - 5 が貸借対照表、5 - 6 がキャッシュ・フロー計算書、5 - 7 から 5 - 12 が補てん財源明細書の詳細でございます。

水道料金体系の変更や値上げによって影響が生じる主な項目を抜粋しております。

資料 5 - 1 をご覧ください。

資料 5 - 1 と 5 - 2 は損益計算書で、水道事業収益、水道事業費用、差引損益、処分額、未処分利益剰余金に加え、パターンによって影響のある給水収益を内数として各パターン別に表示しており、赤字となる年度の差引損益に色付けしております。

2 番目のパターン の表をご覧ください。

差引損益の令和 10 年度において赤字となっておりますが、これは委託料においてシステム再構築に係る費用の発生により水道事業費用が増となったことによるもので、令和 11 年度にいったん黒字となり、令和 12 年度以降赤字となっております。

3 番目のパターン の表についても同様となっております。

資料 5 - 2 をご覧ください。

1 番目のパターン の表と 2 番目のパターン の表については、令和 14 年度まで赤字が発生しない見込みとなっております。

3 番目のパターン の表をご覧ください。

パターン では、現行の料金体系と同様、令和 10 年度に赤字が発生する見込みとなっております。

資料 5 - 3 をご覧ください。

資料 5 - 3 の 1 番目の表は資本的収入及び支出総括表で、資本的収入、資本的支出、収支不足額を表示しております。また、2 番目の表は補てん財源明細書の使用額を表示しております。

これらの表につきましては、パターンによる変動がないため共通としており、補てん財源明細書の詳細な内容を資料 5 - 7 以降に添付しております。

資料 5 - 4 をご覧ください。

資料 5 - 4 と 5 - 5 は貸借対照表で、固定資産、流動資産、負債、資本金、資本剰余金、利益剰余金に加え、現金預金と企業債を内数として各パターン別に表示しており、給水収益の修正に伴い影響のある現金預金に色付けしております。

すべてのパターンにおいて、令和 14 年度までは資金がマイナスにならない見込みとなっております。

資料 5 - 6 をご覧ください。

キャッシュ・フロー計算書で、業務活動、投資活動、財務活動によるそれぞれのキャッシュ・フロー、資金増加額、資金期末残高を各パターン別に表示しております。また、各表の一番右に資金残高がマイナスになる年度とその金額を表示しており、2番目の表・パターン、3番目の表・パターンは令和17年度、4番目の表・パターンは令和24年度、5番目の表・パターンは21年度、6番目の表・パターンは令和16年度に、それぞれ資金残高がマイナスになる見込みとなっております。

資料5-7から5-12は、補てん財源明細書の詳細となっております。

前回、数字の連携についてご指摘がございまして、損益の未処分利益剰余金と補てん財源明細書の数字が不一致とのことから、資料5-7以降の補てん財源明細書の詳細の一番下の表に、非償却資産にかかる財源処分累計額の欄を追加し、損益計算書の数字と一致できるように表の方を作り変えておりますので、その内容につきましてもご参考ください。

次に、資料6をご覧ください。

令和元年度及び2年度の近隣市町との決算状況の比較でございます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う水道料金減免の影響があるため、令和元年度も合わせて表記しております。

業務状況、経営状況、企業債の主な項目で比較しています。

項目の2番目、給水収益をご覧ください。

給水収益については総額と、固定費の割合を算出するため、内訳として基本料金とその割合を合わせて掲載しております。なお、数値を出すにあたって各市町に確認したところ、伊丹市と三田市については基本使用料を算出していないため不明と回答をいただき、宝塚市については詳細な数値を把握しておらず、おおまかな数値で回答をいただいたため、このように表示しております。

その他、配水量や職員数、経営状況、企業債に関する指標について、各市町の状況を比較しておりますのでご参考ください。

次に、資料7をご覧ください。

企業債の借入額を増額する場合の財政収支試算の前提条件でございます。資料1から変更のある箇所を太文字にしたうえで下線を引いております。

企業債の借入内容を、第1回部会のアセットマネジメント計画に基づく建設改良計画における耐震化事業の費用を令和5年度から全額借入することとし、投資有価証券を令和5年度以降購入しないという内容で条件を設定しています。

次に、資料8をご覧ください。

資料 7 を反映させた令和 14 年度までの財政収支試算でございます。資料 8 - 1 から 8 - 3 の 3 枚の構成となっており、8 - 1 が損益計算書、資本的収入及び支出総括表、補てん財源明細書の使用額、8 - 2 が貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、経営指標、8 - 3 が補てん財源明細書の詳細でございます。

企業債の増額によって影響が出る主な項目を抜粋しております。

資料 8 - 1 をご覧ください。

1 番目の表は損益計算書で、水道事業収益、水道事業費用、差引損益、処分額、未処分利益剰余金に加え、企業債の増額によって影響のある支払利息を内数として表示しており、赤字となる年度の差引損益に色付けしております。

差引損益をご覧くださいますと、企業債の増額前と同様令和 10 年度から赤字となる見込みでございます。

2 番目の表は資本的収入及び支出総括表で、資本的収入、資本的支出、収支不足額に加え、企業債の増額によって影響のある企業債と企業債償還金を内数として表示しております。

3 番目の表は補てん財源明細書の使用額でございます。詳細については資料 8 - 3 に添付しております。

資料 8 - 2 をご覧ください。

1 番目の表は貸借対照表で、固定資産、流動資産、負債、資本金、資本剰余金、利益剰余金に加え、現金預金と企業債を内数として表示しており、現金預金と企業債に色付けしております。

2 番目の表はキャッシュ・フロー計算書で、業務活動、投資活動、財務活動によるそれぞれのキャッシュ・フロー、資金増加額、資金期末残高を表示しております。また、表の一番右に資金残高がマイナスになる年度とその金額を表示しており、企業債増額前と比較して、キャッシュ・フローの現金がマイナスになる時期は令和 16 年度から令和 21 年度に延びる計画となっております。

3 番目の表は経営指標で、企業債の増額によって影響のある経常収支比率、企業債依存度、企業債残高対給水収益比率を表示しております。

3 段目の企業債残高対給水収益比率をご覧くださいますと、令和 14 年度時点で 106.7% となり、増となる見込みとなっております。

以上で、資料の説明を終わります。忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

< 部会長 >

説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

< 委員 >

すいません、よろしいでしょうか。

< 部会長 >

お願いします。

< 委員 >

まずちょっと資料を見ないといけないんですが、そのためのちょっとした時間として、お伺いしたいのは、パターン2を前提としてということなので、重要な指標がどこで、その指標については大丈夫だという、トーンでご説明をもう一度いただきたいんですが、今はざっとこうこうなればこうなりますとおっしゃっただけなので、パターン2でこうあれば、例えば未処分利益剰余金がこうだから、令和14年までは大丈夫だとか。

そういう、今後ゴーイングコンサーンができるという前提で、ここの部分の数値がこうだから、今回の値上げで、いけると思っているというそういうトーンでですね、もう一度、説明していただければと思います。

< 部会長 >

ありがとうございます。

委員への説明の前に、まず、料金の改定について、そもそも今のところ考えてらっしゃるのか。それとも、今、パターン2を前提にして、料金体系を見直すというふうにお考えになられているのかどうか。それを踏まえて、パターン2につきまして、委員のご指摘のような説明をしていただければと思います。

まずその点からお願いしてよろしいでしょうか、事務局。

< 事務局 >

財政収支試算の状況ですけれども、これも前回の部会でも申し上げた通り、令和5年度の赤字からは先に伸びている状況です。

この内容で比べれば、好転している状況である考えでございます。

このような状況の中で、料金の値上げが必要なかどうか、申し訳ないですが審議会のほうでぜひ審議していただき、ご意見いただきたいという考えでございます。

こちらのパターン1から5は資料4のほうで示させていただいております、先ほど説明させていただいた通り、局内でのプロジェクトチームの中で出した案の中で、局の中で評価をつけさせていただいた内容でございます。

我々の評価の中ではパターン2のほうに二重丸とさせていただきます。



このパターンでいけば、損益計算書の内容でしたら、令和10年度には一旦赤字になるんですけども、実質の赤字は令和12年度以降となります。損益・貸借の内容も経営の内容でいきますと、今の現状の内容とさほど状況は変わらないと思っておるんですけども、委員が言われました水道料金の固定費の体系変更になるという話が、一番市民の影響も少なく変更できるという内容で言えば、パターン2の評価が一番高いのかなと、今回二重丸とさせていただいているような状況でございます。

<委員>

そうしますとよくわかりましたが、資料8-1で、令和11年の損益がマイナスになるということがまず一つで、それがカバーできるということをおっしゃったんですが、それでは他の情報を見ますと、例えば未処分利益剰余金等は、低減はしていますが、大丈夫であるということですね。

それからキャッシュフローにかなりマイナスが増えているということ込みですね、パターン2にすれば、カバーできるというもくろみであるならば、それをどの資料でどういうふうに見ればいいのかということをお教えいただきたい。

<事務局>

未処分利益剰余金の減額という点でいきますと、実質、水道料金は値上げをするしか増には転じないことは、この財政収支試算の表、計画から見てとれます。

<委員>

どこを見ればいいでしょうか。

<事務局>

資料5-1から見ていただければ、パターン1とパターン2で、パターン1は、一旦未処分利益剰余金は増額していくんですけど、令和12年度の赤字から減額していくような計画になっております。パターン2につきましても、令和12年、この色付けをしている部分を境に、減額していくような内容になっております。

一方ですね、パターン3、パターン4を見ますと、未処分利益剰余金は増え続けていくような計画となりますので、これが実質値上げした際の影響という形にはなりません。パターン5で言えば、実質第3段の水量の値上げという形になり、パターン1と同じような動きをしているというような状況でございます。

<委員>

ということはパターン2で、未処分利益剰余金の量は問題ないということで、こちら捉えればいいんでしょうか。

<事務局>

現行の水道料金体系より、良い状況にはなる状況です。

< 委員 >

それとあと1点だけ、キャッシュフローがマイナスになるというのは、どういう面で問題がないというふうにこちら理解すればよろしいでしょうか。

資料8 - 2等にありますが赤字について。

おそらく現金預金が減っていくということですね。そうすると支払い手段が、減っているであろうという、会計学者はそう考えてしまうんですが。

ここは問題ないのか、パターン2によって改善されるのか、そこを最後にお聞かせください。

< 事務局 >

資料8 - 2につきましては企業債を活用したパターンになっておりますので、申し訳ないですが、実質のキャッシュフロー見ていただく際は、資料5 - 6を見ていただければと思います。

資料5 - 6でいきますと、今現行令和16年度でマイナスになるところを、このパターンでは体系変更だけになりますので、令和17年度、1年度だけ先に伸びるといような試算となっております。

< 委員 >

それについては特に対応というか、今回の審議にその含めるようなことではなく、ただ単に現実はこちらだよという段階でしょうか。現在では。

< 事務局 >

今の状況でいけばというのを指し示している資料となります。

< 委員 >

はい、わかりました。

ありがとうございます。

< 部会長 >

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

まず、少し確認なんですけども事務局のほうで体系を考えた上で、パターン2の方向で、料金体系を見直すというふうに思っているらっしゃるということによろしいでしょうか。

< 事務局 >

はい。

局内での評価という位置付けでさせていただいたもので、委員方が見られたら、違う評価をされるかもしれない。そういった点を踏まえてですね、ご意見いただけたらと考えております。

< 部会長 >

パターン2を見ますと、デメリットって書いてありますように80円増ということで、単身の世帯の負担が増加することになります。

今後世帯数は減るにしても単身世帯あるいは世帯の中の人数の割合も減っていくと、80円増の影響を受ける割合はやはり増えるという理解でよろしいのでしょうか。

< 事務局 >

20 m<sup>3</sup>までしか使わない、少額の世帯であれば、少しの負担があるという内容になります。

< 部会長 >

要は単身世帯が結局負担をしていくことになって、それ以外のところでは影響がないというか、負担が増えるというようなことはないという理解でよろしいですか。

< 事務局 >

体系を変更した場合に、どうしても基本料金を上げて、水量料金を下げざるをえません。

下げるとした場合、第1段、第2段の、20 m<sup>3</sup>までの部分がどうしてもターゲットとなってしまう。

仕組みとしては、基本料金を上げて、その上げた分を水量料金で下げるというような仕組みでありますので、そこの下げた部分まで達さない、例えば20 m<sup>3</sup>まで水の使用が達さない家庭に、どうしても負担がかかってしまうという、そういった中身になっております。なるべく負担が少ないのはどういう状況かということで考えた結果が、パターン2になるというような状況になります。

< 部会長 >

はい、ありがとうございます。

< 委員 >

部会長いいのでしょうか。

< 部会長 >

はい、お願いします。

< 委員 >

資料4が、割とどこを挙げてどこを下げるっていうのが一覧になってるので、わかりやすいと思うんですけど、要は料金値上げと一言でいえるのはパターン3だけで、1、2、4、5というのは、体系の変更ですよ。

パターン3は体系の変更というよりも、料金値上げそのものですよ。下げてるところないので。パターン1、2、4、5というのは、口径の大きさと使用水量のどのあたりに、実質負担にするかみたいな議論だと思うので、体系変更というのは、どっかに必ず、多分、実質値上げになると思うんですよ。そもそも、変更するわけなので。

部会としては、どの層がそうであると、今の川西市の1世帯当たり人数であるとか、世帯の在り方から見て、適正なのかって多分審議するべきだと思うので、原案の追従になりますけど。比較的大きな口径までってなると、例えばパターン5あたりですけど、この比較的大きな、口径或いは利用料のところまで全部となると、もう実質値上げなんだろうと思うんですね。

それから、パターン4と1、2、3、三つ比べてみると、多分もう一言も言われましたけど、影響が一番小さいのが、パターン2で、比較的使用が少なく、口径が小さいところには、言い換えるとこれって、水道って、基本的にまず0水量であっても維持管理しないといけないと。

水量が少なくなればなるほどすごく水道料金小さいというよりは、使用水量が少なくてもやっぱりその維持管理にお支払いいただくって今の川西市の1世帯当たりの人数の変化というのを考えてみると、理屈にはかなっているのかなあと。

今回はおそらく水道料金の値上げって議論していなくて、パターン3は実質水道料金値上げですけど、その議論はしていなくて、負担の案分をどう変えていくかという議論だと思うので、マイナスになる年度、損益でマイナスになる年度がどんだけ伸びるかっていうのは、あんまり議論している資料ではないと思うんですよ。

なので、どのあたりに負担していただくのかという議論にやっぱり帰着して、それは原案通り、パターン2、または1、あたりなのかなという気はしてます。

この議論を前提に、多分それでいいかどうか、或いは今回、値上げの話一切してませんけど、先に延びるとしても、それが適切なのかどうかみたいな議論は、要るのかなという気はしてます。

すいません質問というよりもちょっと総括のような話ですが。

< 部会長 >

ありがとうございます。

< 委員 >

今の私の話した内容は事務局が思っていることと、提案というか資料用意された意図と劇的に違わないと思うんですけどもいかがですか。

何か違うところがあったら、意図をちゃんと酌み取ってなかったらちょっと説明補足いただきたいんですけど。

<事務局>

委員のほうで申されましたように、私どもの今の考え方では、赤字になる年度というのがだいぶ先になるというふうなことが前提にあるのかなというふうに考えてます。その関係でいきますと、今の状況を維持していくためにどう見ていったかということになりますとパターン2が、最善だなという考えのもとでつくらせてもらったということです。

<部会長>

要は今、議論するとすればパターン2について、この負担でいいのかどうかを議論すべきということなんですかね。

タイミングとすれば、パターン2という形でもう少し先のタイミングで、事務局とすれば、料金体系の変更を考えていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。それとも、今回のタイミングで料金体系の見直しを考えているという理解でよろしいのでしょうか。

<事務局>

現在示させていただいた段階では、先ほど申し上げましたように、赤字が出るのがですね、大分先になりますので、今、体系までさわらずともいけるのではないかなというふうな考えを持っております。

<部会長>

わかりました。

もう一つ気になっているのは、管の補修について収支にもしそのように余裕があるのであれば、老朽化に対して準備をしておく考え方もあるかとは思いますが、そのあたりのバランスであるとか、そういうことについてはいかがでしょうか。

<事務局>

そういった管の老朽化等に関しましてはですね、もう新水道ビジョン策定の時点でストックマネジメント計画を策定しておりまして、この計画に基づき建設改良計画を進めていこうという考えでございます。

お金に余裕があるからさらに進めると言うわけではなく、この計画に沿った形で、円滑に経営を進めていくというような考えでございます。

< 部会長 >

なぜそのように、申し上げたのかといいますと、最近は、地震であるとか予期しないことが、起こっていると思います。近々で言いますと地震や和歌山のような事故等が、市民目線で言えば不安材料であると思うので、ビジョンの通りにやっているということだけではなく、追加で何かしらお考えがあるのか伺いたいと思います。

< 事務局 >

あくまで計画の内容ですので突発的な何かが起こりましたら、そこは対応していくという、それはもう企業債を使ってでも対応していかねばならないような状況が、発生しましたら、その時にしかるべき判断をしていこうという考えではございます。

< 部会長 >

それでは少し今お話がありましたので、私のほうから、後半部分の企業債についてのお話ということで、資料のですね。

< 委員 >

すいません。あと一点だけ。

< 部会長 >

はい、どうぞ。

< 委員 >

パターン2が二重丸ということで最後の確認です。

資料の5 - 4で、今ちょっと見てたら、ようやくたどり着いたんですけど、現預金がキャッシュがかなり状況悪いというシミュレーションで、令和元年の48億が、令和14年で11億。およそ4分の1ですね、利益剰余金が33億が17億で半分というこれで、よしということでのパターン2の、そちらの提案ということで考えてよろしいでしょうか。ということはすなわち、現預金がこれだけ激減しているということはもう織り込み済みということでこちらを話していいのかという、そちらはそう考えておられるのかということの確認、ごめんなさいそれだけお願いします。

< 事務局 >

この状況は、決して良いというわけではないのですけれども、今現状の新水道ビジョンに比べては、まだ好転している状況ということです。

そういった状況の中で、料金改定をするということでしたら、体系の変更だけをまずして、固定費の増をまず図ることが考えられますが、さらに、経営状況の先を見たところ、現状より少しまだ余裕があるのではないかと考えており、いったん今、早急に体系を変更するという状況でもないかなというのが、見解でございます。

< 委員 >

ありがとうございます。

< 部会長 >

では、もう一つのシミュレーション、財源ということになるかと思うんですが資料7についてなんですが、基本的には、企業債を増やし、そして、投資有価証券の購入をゼロとする前提でのシミュレーションということによろしいのでしょうか。

< 事務局 >

その通りです。

< 部会長 >

こちらのシミュレーションの意図をお聞かせていただいてよろしいでしょうか。

< 事務局 >

きっかけとしては、前回の部会で企業債のお話も出たことから、今回の資料に加えさせていただきました。

局として、今まで企業債の借り入れを増額するというシミュレーションをこれまでしたことなかったもので、今回このシミュレーションをさせていただき、こういった経営状況になっていくのかを、今回の料金改定の検討も踏まえて、総合的に見たうえで、ご意見を皆様にとりたきたいと思い、今回策定させていただきました。

< 部会長 >

はい、ありがとうございます。

< 委員 >

私がちょっと一番気になったのは、川西市の水利用の実態なんですね。

これ前回はですね、少し申し上げたところなんですけれども、それが今回の資料でも、なかったような気がするんです。

つまり何が言いたいかっていうと、その空き家ですね。それから、空き家に近い状態の世帯がどれくらいあるかっていうことなんですよ。

原理原則を申しますとね、3割弱ですよ基本料金は全体の。しかし、コストの発生状況から見ると、固定費ってのが8割9割というわけですよ。なので、これは前回も申し上げましたけれども、想定する水利用がない場合には、9割の固定費がかかるところで、2割3割の基本料金しかとれないということになると、従量料金でコストが回収出来ないわけです。

そういうことを前回指摘させていただいたつもりなんですよ。

その問題にメスを入れるためには、現在、川西市でそういうですね非常に水需要が少ない、もう空家である或いは空家に近い状態の世帯である、そういうですねカテゴリーの世帯が全体のどの位を占めてるかということが知りたいわけです。

ありていに申しますと、実際どこまでやるかは、ちょっとおいとしまして、大きな考え方の方向としては、そういうところ、基本料金を500円上げるとかっていう話してるわけですが、そこのところをやはり正常化していかなくちゃいけないということでありまして、先ほどの、事務局の説明の中で値上げというふうにおっしゃってますけど、これは値上げじゃないですよ。

値上げじゃなくて、実態に合わせて、料金体系を正常化していくということです。

値上げというのは、全体の平均的な水需要を想定した場合にそれが幾ら上がった、30%上がります40%上がりますという話をするわけですよ。

そうじゃなくて、これ見ると、変わらないですね。20m<sup>3</sup>が2,800円。値上がりするんですかね。ちょっとわからないんですけども。

そういう形の議論をしていく必要があるだろうなというふうに思ったんですね。

取りあえずそういうことです。

<部会長>

今ご質問があった空き家の状況であるとか、全体でどのような割合であるのかについてお伺いしてよろしいでしょうか。

<委員>

あとどこがカテゴリーとして、要するに、一番多いのかの分布。

要するに給水契約がありますよね。

その契約を1単位とした場合に、それがどういうふうに分布してるか、なんですよ。その各カテゴリーが実際にどれくらい使っているかなわけです。

人口動態からすると、減っていくという見通しが立てられてるんで、おそらくですよ。1人世帯とか空き家とかっていうところで増えていく傾向にあると思うんですよ。

そこをねもう何とかしなければいけないという、少子高齢化のもとの公共料金の考え方だと思いますよ。

まずその原理原則はそういう少子高齢化を前提にして、空き家1人世帯がふえていくと。それから1人世帯もおそらく老人なわけですけども、水需要が少ないわけですよ。

そういうことを前提にしながらですね、いろんな福祉的な配慮ってのを、まずのけておいて、そういうものをストレートに料金体系に反映させるときにどんな姿になるかっ



てことを見ておかないと、福祉的な配慮をすとか、ソフトランディングするとかって  
いう時に、どこから割引するんですかと、どこから何%割引するんですかっていうこと  
が議論出来ないですよね。

そういうことを言いたいわけですよ。

よろしくをお願いします。

< 部会長 >

ありがとうございます。

それではまず空き家の割合もその中に含まれるかと思うんですが、そのような分布に  
ついてお答えしていただけるような資料であるとか、おおよそでも結構なんですが、返  
答のほうお願いしたいと思うんですがいかがでしょうか。

< 事務局 >

まず、空き家の状況でございますが、空き家が実質どれぐらいかというのは、担当部  
署に確認しても確定した数字がない状況ということで、上下水道局で把握できる数字が、  
基本料金のみで世帯でしたら、把握出来ましたので、その数字を今から申し上げます。  
直近の数字なんですけれども、全体の世帯数 6 万 8 , 3 2 9 に対しまして、基本料金のみ  
という世帯が 3,170 世帯、全体の 4.64%が、基本料金のみを支払いされてるとい  
うような状況になっております。

これは 10 月と 11 月を合わせた検針結果の直近の数字でございます。

水量の分布の状況でございますが、資料 3 の水量料金の表で説明させていただきます  
と、1 から 10 m<sup>3</sup>まで使用されている方が全体の 1.84%。11 から 20 m<sup>3</sup>まで使われている  
方が 6.94%。21 から 40 m<sup>3</sup>までの第 3 段の部分を使用されている方が、31.76%。次の 41  
から 60 m<sup>3</sup>まで使われている方が 30.90%というような分布の内容になっております。  
以上でございます。

< 委員 >

すみません、今ので基本料金の口径の割合もわかりますでしょうか。

< 事務局 >

基本料金の口径の割合でございますが、例えば 40 ミリ以上の口径で 50 件程度しかな  
いような状況でございます。

ほぼ 9 割方が 20 ミリの口径を使ってるという、住宅都市という状況でございます。

< 委員 >

ということは言い方を変えると、先ほどの 20 m<sup>3</sup>以下が 6.78%かな。約 7 %弱が、パ  
ターン 2 で、実質値上げになるって考えたらいいですかね。

<事務局>

そうですね数字だけ見ると、そういった内容になります。

<委員>

恐らくは想像するに、一人世帯とか、お年寄り世帯とか、水をあまり使われない世帯であろうと。何人かいる家族で子供もいてというのではないであろうと想定されるってことですかね。

<事務局>

1人世帯の、お年寄りの世帯であるとかそういった世帯が想像されます。

また労働人口で1人で仕事して家にいない、帰ってくるだけの世帯もそんなに水は使わないので、そういった世帯も対象になってくるかと思います。

<委員>

ただそういう方で家族がいれば、家で使っているので、やっぱりどこまでいっても1人世帯ということですかね。

<事務局>

そうですね。今の状況で言えば、1人当たりの使用水量というのは、だいたい8 m<sup>3</sup>ぐらいと前後するんです。

そのため二人世帯でも、例えば16 m<sup>3</sup>しか使わないっていうところもやっぱり出てくるかなと思います。

<委員>

なるほどね。

2人世帯で2人とも共働きで、例え子供がいたとしても、2人ともほとんど働いてて、保育園に預けてみたいなことになると20を切ってる場合もあると。3人世帯であっても。

<事務局>

ちょっとそこまでくると、土曜日曜もございますので可能性が低いかもしれないですけども。

<委員>

なるほどね。

わかりました。

1人世帯またはせいぜい共働きの2人世帯ぐらいまで、ということですかね。

<事務局>

可能性はあるという状態です。

< 委員 >

だからその、一人で普通の生活をすると7とか8とかっていう話ですよ。

それに到達していない世帯ってというのはおそらくその空き家に近い状態で、親戚の人が時々出てきて掃除するとかね。そういう状況じゃないかと思うんですよ。

それでいいんですけども、料金のことを考えた場合ですね。前回は申し上げたことなんですけども、365日24時間飲める水を供給する体制を水道局は保障しているわけですよ。その固定費が9割です。けれども基本料金は、2割から3割で、ほとんど水を使わないので、従量料金からの収入は上がってこない。

ここが問題な訳ですよ。少子高齢化のもとでの、水道料金最大の問題です。

だからそこを中長期的にどういうふうに正常化していくかという話だと思いますね。その収入のですね入ってくる部分話なんですけども、ちょっと今日そこまでいくのかどうか分からないんですが。あと出ていくっていうね、支出のことを考えてですね、これも前回、或いはそれ以前に話したこともかもしれませんけれども、取替えですよ。

私の記憶が正しければ、1970年代っていうのが、多分川西市のですね水道の、設備投資のピークだったというふうに思うわけですよ。そうすると、もう四、五十年たっているんですよ。

そうするとですね、かなり計画的に改良取替えてことをやっていかなきゃいけなくて、今度支出のこともですね、特にとりわけ資本的支出ということになるわけなんですけども。そっちのほうもですね、考えていかなければいけないということですよ。

そういう入ってくるほう、出て行くほうを考えると、どうなんですかね。ちょっと今日のお話はちょっと私の中で、具体的な像を結ぶまでには至ってないわけなんですけども。気がついたことを申し上げますと以上となります。

< 委員 >

一つ質問よろしいでしょうか。

< 部会長 >

お願いします。

< 委員 >

はい、ありがとうございます。

先ほどから委員方からご意見がある通りだと私も思っています。いわゆる固定費として費用がかかる部分について、基本料金の部分を少し、体系的に変えて、そこを賄うという部分と水を使ってもらおうという観点でいうと使用料のほうについては、その分、少し値引きをするというような観点で、基本的な考え方としては、おかしくないのかな

というふうに感じているんですけども。少しちょっとお聞きしたいのは将来推計の計算をしているときに、資料4を拝見すると1人当たりの2ヶ月の平均使用量が、16 m<sup>3</sup>というふうになってるんですけども、これは4人世帯でも、1人当たりって計算しているのか、大体1人と2人は多分、1ヶ月、8 m<sup>3</sup>ぐらいっていう単位だと思うんですけど、4人世帯になると、多分大分減って、4人で、多分24とかぐらいで、1人当たりだと6 m<sup>3</sup>ぐらいになる換算だと思うんですけども。何を言おうとしてるかということ、将来になってくるとおそらく単身高齢者の数が増えてくるので、要は世帯構成が変わることによって負担する人の割合が少し変わってきて、そのときに、その4人世帯が分離をしていくことの影響が加味されているのか、もう単純に1人16で計算しているかによってちよっと計算の結果が違うんじゃないかなと思ったんですけども。

<事務局>

資料4の右上の左側に記載しているんですが、一般的には1人当たり2ヶ月平均使用水量16 m<sup>3</sup>となっております、ここの数字を掲載させていただいているということになります。

先ほどの世帯数のお話でいきますと、家に帰ってこない家庭であるだとかそういった内容も想定しながら出てきた数字になりますので、基本的には全ての母数で割った、平均という形になりますと、この資料にあります通り1人当たりの2ヶ月平均使用水量16 m<sup>3</sup>で、これに対して、例えばパターン2で、料金改定した場合、どうしても80円のご負担はいただかなくちゃいけないというような内容の資料になります。

<委員>

4人世帯とか要は世帯人員が考慮されてないっていう理解でいいんですかね、将来推計は。

<事務局>

世帯人員でいきますと、基本料金のほうが影響になってきますので、基本料金を世帯数で計算して算出しておるような状況でございます。

<委員>

世帯数だけではなくて、世帯数と、その世帯の人員の数や1人世帯が何世帯とか、2人世帯が何世帯とか4人世帯が何世帯とかっていう。

<事務局>

その数字につきましては、局のほうでの集計は出来ないような状況になっておりますので、1人当たりのどれぐらいの使用水量という形で、この財政収支試算の給水収益のほうを算出しております。

< 委員 >

今まで水量料金のほうは、もう1人8 m<sup>3</sup>で、計算してるっていう理解ですかね。

< 事務局 >

その話にいけますと、前提条件の話になるんですが、資料1の1番上の表に1人一日平均給水量という考え方で、水量を算出しております。

この中に川西市の有収率96%を掛けた水量が有収水量という考え方をさせていただきまして、その数字をもとに、水量料金の各段階、第1段から第6段まであるんですけども、それぞれ各年度です、大体の割合が決まっていますので、有収水量の総額を出して、この第1段から第6段の割合に、それぞれ当てはめて、そこで算出された水量をもとに、給水収益を計算して数字を出しております。

< 委員 >

それは、ちょっと水量料金を過大に見込むことにならないですか。

さっきの世帯人員のことを思うと、そんなことはないんですか。ちゃんと理解出来ないかもしれないんですけども。

< 事務局 >

一般的に世帯人員でいきますとですね。システム上で数字を持ってない状況になっておりまして、これは1人どれぐらいの水量を使うかという形で計算させていただいている状況でございます。

< 委員 >

わかりました。

すみません。ありがとうございます。

個人的には先ほど言ったように基本料金を値上げすることによって維持費を担保する、

水量の料金を安くすることで、使用水量を上げてもらうっていうのは非常に理解できるんですが、負担されるのが、多分単身高齢者ということになることだけが少し気になり、これだけがというか、単身高齢者がこれから増えていくっていう社会像を思うと、少しその部分がそこに負担を求めるといふことの点が少し気になるかなということですね。

< 部会長 >

ありがとうございます。

< 委員 >

今委員がおっしゃった通りだと思うんですよ。

コストビヘイビアっていうんですかね、コストの発生状況を料金体系、それから料金水準に反映させるとするとですね。今おっしゃったようになりますよ。単身の高齢者に、今よりは多くの負担をお願いするということになりますよね。その理由ってのはもうこれまで繰り返し申し上げたことです。

どうですかね、これ、私たちが考えなければいけないのかな。

要するに水道料金の本体に、福祉的な配慮をどこまでを織り込むかなんですよね。川西市のこれまでの経緯で振り返ってみますと、生活保護世帯やったかな、そういう減免措置があったわけですよ。それは廃止しました。七、八年前にね。それなぜかって言うと、いろんな他のところでも考慮しているのに、何で水道料金でそういうことまでまた、屋上屋を架すような形で減免しなくちゃいけないのかっていうね。そういう話だったんですよ。要するに高度成長期に何かそういうことが、いろいろ行われてきたわけですよ。ということでですね、そのときにはそれは廃止するということになりました。

生活保護とはまた違う、似てるけど違う問題ですよ。

単身の老人世帯に、おそらく負担能力っていうことを考えると、何らかの措置が必要な市民の方だと思います。

だから問題は一応、そういう方への配慮を、水道料金の本体でやるのか、それともですね、その一般財源のところでもやるのか。或いはもうすでにされているかもしれないんですよ。でも、川西市の全体像は、私どもはまだ見えてないわけですけども。その辺ですよ。私も個人的にどうしたらいいかわからないんですけども。

理論的な、セオリーの観点、立場に立つと、水道料金の本体のところ、そういう福祉的な配慮っていうのはやるべきではないというのが、私どものコメントですかね。どこか別のところでやるべきであって、なぜかっていうと上下水道事業とは別だということなんですよ。どこかで考慮しなきゃいけないけれども、上下水道事業ですね、未来永劫、安定的に、安全安心のサービスをずっと続けていくという、上下水道局にとっての最大の使命ですよ。その使命の方が福祉的な配慮よりも、私は上下水道局の人たちは、優先的に考えなくちゃいけないと思っているわけです。

< 委員 >

また市自体の財政とは別に水道はあるわけで、これの原則は利用者負担だったと思うんですよ。

その利用者負担の利用というのが何かっていう論点だと思います。

使用してる水なのか、その水を利用するための設備全般費用なのかっていう。多分議論を今してるんだと思うんですけども。

水そのものではやっぱりないですよ。水を提供するための設備維持管理がやっぱり含まれるので、水利用権。利用者負担って言ったときに、一般の方イメージとして使用してる水って思うけれども、0 m<sup>3</sup>であろうが100 m<sup>3</sup>であろうが、準備してる管、管の維持、これは同じであるってことで、全くイコールじゃないけどほぼ同じである。その割合は、9割で、パーセンテージに応じていったようなものは残り10%のことなので、9割の負担であるべきものが、基本料金と従量制のところ、違うという議論を今してるんだと思うんですね。

だから審議会の部会としては、やっぱりその理論的なところはきちんと、市民委員の方にも分かるようにお伝えすることと、答申はその方向で提案なのかな。もちろん市民委員の方の利用者感覚と、もう全然違うみたいな意見が出たら、そのところどう調整するか話ですけど。

おわかりいただけると思うんですね。1 m<sup>3</sup>を出すのも100 m<sup>3</sup>を出すのも、ほぼ同じ維持管理なんだっていうのは、データの的には明らかですし、少し常識的に考えていただいても分かることなので、その議論が大きな焦点なのかな。

それとですね、もう1個、費用を賄うための収入をどう考えるかというのは別の話で、今、事務局から出てる原案は、従来とほぼ同じ収入を得るにはのシミュレーションなので、だから、基本料金をちょっと上げます、従量料金をちょっと下げますというシミュレーションは、ほぼ現状のちょっと良いぐらいのところを狙ってるわけなので、費用回収は出来てない。費用を賄うだけの収入を得るシミュレーションではないので、これを一緒に議論するか。現時点で今の収入と同じだけの料金体系変更を議論するかっていう話かなと思っていて、料金改定とかそのある方に値上げになる料金改定は値上げと一緒に議論だと、言わば一気に、費用を回収できるだけの料金体系変更、だから値上げプラス料金体系変更でないといけないのかなと思ったりもします。ちょっと難しいところですけど。

<委員>

だから、我々はね、すごく学識経験者みたいなこと言われてるから、やっぱり原理原則っていうかな。理屈で詰めていけばこうなりますよという話はするわけですよ。けれどもそうは言ってもやっぱり、上下水道事業というのは、やっぱりポリティカルな部分があるわけですよ。

なので、そういう出し方っていうんですかね。

それはやはり無視は出来ないと思います。それからまた、近隣都市の資料出してもらったわけだけでも、川西市だけやっぱりそういう突出してですよ、例えばね、基本料金9割いただきますみたいな話はやっぱり出来ないと思います。

私が言ってるのは、その要するにピュアなあるべき論を展開したときに、これが、もう究極のあるべき論ですよ。しかしそのあるべき論っていうのは、世の中に、受けられませんよという。なので、すり合わせをしてですね、ソフトランディングをしましょう、こういうストーリーだと思うんですよ。

なので、私が言いたいのは、そういうそのすり合わせをしてソフトランディングを狙っていくという話をするわけですけども。そのためには、最初からソフトランディングではなくて、最初の入口のところはゴリゴリのあるべき論をやっておかないといけないと思うんですね。

要するに、どこで激変緩和をしたか、どこで考慮したか、ということをやっぴりはつきりしておく必要があると思うんですよ。

そのためにどこかでピュアなあるべき論をしておく必要があるんですね。

< 委員 >

料金体系変更プラス、費用回収の料金値上げの両方まかなえるやつはどんだだけで、今と同じ総収益を賄えるのが、どのパターンでっていうのはやっぱり見とかなあかんの違うかなと。後者は多分パターン2なんですね。それほど劇的に収益が改善するわけじゃない。割と今と似たような感じってことなので。

費用を賄えるだけの収益を確保する、料金改定プラスアルファみたいなのは、どう変えるんかってみたいな話だと思うんですけど。

< 委員 >

そのコストを回収できるって話をされましたが、回収する金額の中にちゃんと取替え費用は入ってますか。

< 委員 >

それも回収するにあたっての維持管理の取替え費用のところは、原案では、文言だけ見ると、企業債発行なんですね。

これでいいかどうかっていう話も多分、議論しなくちゃいけないです。

企業債発行は、将来の方へ負担させるべきという考えもないことはないんですけど。

< 委員 >

国債と一緒にだから。

< 委員 >



その考えはないことない。現在の管の、単に今までとイコール同じではなくて、基幹をかなりしっかりして行って、増えていくところありますよね、マンションとか。そういうところへは、将来の方にもご負担いただくという考え方と言えば、企業債発行は不合理ではないんやけど、川西市の場合将来の方がそないに、とも思うんですよね。現在の方でやっぱりきっちりやっていかないと回らないのじゃないかなという気もするので。

そうなるとますます市民委員への説明というか、理解いただくのが難しい原案提示になるなという気はしてます。

< 委員 >

さきほど少し聞き逃したんですが、パターン2に二重丸がついてるんだけど、これを適用した場合に、現在の水需要があるという前提で試算した場合に、どれぐらいの増収効果があるんですかね。

事務局の方で教えてください。

< 事務局 >

増収効果ですが、パターン2の場合、表の真ん中に記載の基本料金と水量料金、それぞれ令和5年から令和14年度までの合計数値を記載させていただいております。固定費と水量の割合でいえば記載の通り、31%と69%という内容になります。

総額ですけれども、基本料金が21億1,100万円増、かわりに水量料金が17億3,100万円減しますので、合わせて令和5年から14年の中で3億8,000万円の給水収益が増額するという試算になっております。

< 委員 >

いい線じゃないですか。何となく常識的な線に落ちますね。パターン2の場合はね。

< 委員 >

今回は提案したとして、実施するとして、まだ一番やりやすいところなんだろうと思うんですけど。資金的には、企業債を発行しないというレベルがまだ残っているので、回収してさらについていうのではないとしたら、ちょっと先になるけど、もう一度、今度は多分値上げの話になると思うんですけど、値上げの議論をする必要がある。

それでもいいんですよ。現在料金体系を変更して、少し収支均衡とか少しプラスなる案を実施して、やっぱあかんようなところが見通せたときに、もう一度議論するっていうのは、理論的にもありかなという気はしますけど。それを審議会の今の部会の委員方がどういうふうにお考えかというの議論して、部会としての意見をまとめていったらいいと思うんですけどね。

< 委員 >

よろしいでしょうか。

< 部会長 >

お願いします。

< 委員 >

今の議論で、一つ気になるのは、冒頭申し上げたように、資料の 5 - 4 なんですけど、やはり流動性ですよ。現預金が、48 億が 11 億になっちゃうという、もうこれは風雲急な状況なので、当然、後から話が出てくるでしょうが。

起債はもう当然のこととして、当然そのインフラの部分の起債の部分とそれから、当期の経常の部分の収益の部分と損益の部分とで、分けないといけないんですが、それをどけてですね、もっと大きくりのキャッシュでいうともう、かなり逼迫した状況なんで、僕が今日資料いただいて得た印象は、とてもじゃないけどパターン 2 では厳しいなと。一方で起債の状況が、ほかの T 市と比べるとかなり低いので、そちらの起債をかなりダイナミックに増やすというのであれば、キャッシュフローが維持できると思うんですが、パターン 2 でちまちまとやっても、到底このキャッシュの減少はカバー出来ないんじゃないかというのが僕の印象なんです。

< 委員 >

さっき申しましたけど、理論的っていうんですかね、原理原則から詰めていったときのあるべき論ってね。今、おそらくその方向から発言されたと思うんですよ。だから原理原則、理論というものを前提にして、そこからあるべき論を展開すると足りないですよ。確かにね。

しかし、先ほど申しましたように現状というのがあり、しかもその現状というのが、近隣都市とのですね、比較の中で決まっていってるわけですよ。

そうすると、落としどころとしてですね。そういうのも、現実のことも考えなきゃいけないわけですよ。

なので、パターン 2 は、あるべき論からすると足りないんだけど、しかし現状を変えていくという観点からすると、この辺が落としどころかなっていう。

そういう話じゃないですかね。

< 委員 >

よくわかります。

本当はパターン 3 であれば、少しは楽なんですけどね。

< 委員 >

立ち位置なんですよ。学識経験者とかって言われてる、私たちがどこまでその現状を忖度するんだってね。要するに議会なんですよ。議会のいろんな先生たちの考え方をね、どこまで忖度するんだろうなという。

おそらく反発すると思いますよ。コロナでこれだけ経済が傷んでる時、皆さん苦しんでるときに、水道料金を上げるんですか。

それから水道料金を上げたら、それにつられてみんな上がりますからね。水使わないビジネスってないですよ。

ちょっと話飛ぶんだけどね。

何かの災害があるじゃないですか。私見ててつくづく思うんですけども、要するにライフラインの関係ですよ。

電気とかガスとかは代替的なものがあるわけですよ。ガスにすると、ガスコンロ。ボンベを使って。電気だったら、電池とか何とかこう代替的な資源があるんですけど、水ってもう水しかないんですよ。

だから、何ていうかな、地震があるとか何とかがあると、もう本当に水、やっぱり皆さん水で苦労するんですよ。今度のトンガもそうじゃないですか。

水がないんですよ、あそこ。

< 委員 >

おっしゃるようにその通りだと思います。火を噴くことは明らかなんですけど、この審議会のいいところはローリング形式ですので、また5年後ぐらいに、次のということであれば、委員がおっしゃったことが、妥当だと思います。

< 委員 >

料金体系の変更、或いは値上げの話、答申した後、政治、或いは市長が決断されることなので、収支が悪くなる、収益が悪くなるって少し先ではあるんですけど。確かに今のシミュレーションだと。現在変えなくても良いという結論は出るかもしれないけど、もともとある、委員が何度も何度もおっしゃっていただいている固定費を、ほとんど使わないところがあまり払っていないのは変えるべきであるというのは、部会としてはやっぱり言うべきかなと思います。

政治や市長が、行政がどう対応されるか、議会がどう対応されるかは別にして、それは必要なかなとは思ってるんですね。

< 委員 >

委員おっしゃる通りで。

損益の点からは、いいと思うんですけど、キャッシュがちょっと心配なんですよ。

特に投資活動がとうとうマイナスが続いて、令和4年には、かなりの金額が上ります。

<委員>

私が言ってるのは、負担の利用者負担とは何かで、設備費用も含めて利用者負担だっ  
て、ここですよ、理屈はね。

あと、具体的に、支出がさらにあって、それをどうするというのは、委員おっしゃる  
ような、企業債の発行。ただこれやると、利息っていう費用は増えるので、それも含め  
て、のんどかなあかんという話だと思いますね。

<委員>

そうですね。

委員おっしゃるように、損益で、ちょっと厳しいけどもパターン2でっていうところ  
で、起債を含めた投資活動のことも、別途考えなきゃいけないというぐらいのところ  
ということ。

<委員>

提案をしたときに、料金体系の変更が、水量少ないところに実質値上げにあたるとい  
うことで、これを採用しない場合、いつ破綻するのか、収支が悪くなるのかも、やっぱ  
り答申では言っておいて、それ覚悟でやってくださいよっていうことをやっぱり言っ  
かなあかんの違うかなと思いますけどですね。

<委員>

だからそのシミュレーションはきちっとやっとなきゃいけないですよ。

またですね、上下水道事業経営審議会なので、会計単位としては、上下水道局だけの  
話をしてるわけです。

仮に赤字が出ると、今のままでいいと、今、変える気がないという話になって、そう  
すると令和10年前後には、お金が底をつくわけですよ。どこで埋め合わせをするかと  
いうと、取りあえず一般会計なわけです。要するに税金で、補填するって話です。

結局ね、川西市の皆さんが負担するわけですよ。

他都市から資金は絶対来ないんですよ。そうすると政府からとなると、地方交付税交  
付金なんだけども、おそらくそう簡単には出さないですよ。

要するにその自治体の中で、やりくりしなさいという話になるわけですよ。

だから簡単に言えばですね、いいですよと上げなくたって、穴開けていいわけですよ。  
そうすると、料金じゃなくて税金で埋めなさいというわけです。

市長、それから、議員の皆さんにね。水道料金、下水道料金の要するにコストですね、コストを料金で帳尻合わせるんですかね。税金で帳尻合わせるんですかっていう、そういう角度で考えて欲しいですね。

天からお金は降ってこないわけですね。

< 委員 >

それが現状の体系でも少し先に見込まれてるというところがみそで、これが2年後ぐらいにアウトならちょっと行政や、議会も考えるんでしょうけど、少し先になっている。もう一度少し先で考えたらいいんだらうって結論が出る可能性はありますよね。

< 委員 >

それはよくあるパターンで、管理者はやりたくないわけです。

いるかな。そこに。

だから、値上げはしたくないと、自分の時は。次をお願いしたい。どこでもそうなんですよ。条例ですからね、料金変えるってのは。

だからもう矢面ですね。議会でね。だから、それだけの腹をくくってですよ。川西市の10年20年先を見据えた主張ができるかどうかなんですけどね。

そういうことを学識経験者としては言うべきなんでしょうね。

< 委員 >

中立的な立場の我々が言うべきことは言う必要あると思いますね。

< 委員 >

経済学的にいうと、これ現業でしょう。現業の対価を一般会計で埋め合わせるということをする、資源の無駄使いが生じるんですよ。わかってますよね。

高いものを安く売ってるわけです。それってのは、無駄遣いが生じるんですね。

理論的に言えば、やっぱりバリューフォーマネーというんですか、価値に見合う対価かというので帳尻を合わせていくというのが理想的な、解なわけですね。

そこからいろんな諸事情を勘案して、ディスカウントしていく、配慮していくって話をするわけですね。

< 委員 >

料金体系と値上げの可能性の議論は、大体意見出尽くしたと思うので、維持管理、そのための費用支出のところ、もし議論するところがあれば、そこをしといたほうがいいかなと思います。もう後あまり時間もないので。

< 委員 >

繰り返しになりますけど、パターン2っていうのは結構手頃感がある、いい案だなと思うんですね。落としどころとして。

例えば、基本料金を500円上げていく。これ下水道の基本料金もこうやって、上げるんですかね。だからおそらく、5,000円とか6,000円だと思うんですね、上下水道料金としては。その内、上下水道の基本料金が1,000円あがる。

< 部会長 >

もう一つ、今他の委員がおっしゃったのは資料7以降のシミュレーションのお話という理解でよろしいんですね。企業債の財源のほうです。

< 委員 >

財政のことだけやったら、それですけど。ただ、次、あれですよ。

次の審議会に向けては、料金体系のことだけに集中して、保守点検管理の話なんですけど、部会はもう一度ありましたか。

< 部会長 >

もう1回あります。

< 委員 >

では、実際の管をどうするかは次回でもできるんですね。

企業債のことになりますよね。

< 委員 >

企業債、要するに資金の回り方なんですけど。

地方公営企業の場合ですね、その企業債で資金を集めておいて、建設改良というのをやるわけですよ。

それを料金で回収していったら、減価償却費が元本の返済後イコールであれば、資金が回っていくわけですよ。そこが民間の株式会社と違うところです。

何を言いたいかっていうと、企業債で資金を集めて、建設改良していったら減価償却で元本を返していくっていうのは、それほどですね、おかしいことではないんです。

< 委員 >

その場合、保守点検に企業債を使うとなると、話は違ってきます。

だから、この新たな企業債の発行が、委員が言われたような、新規建設改良に当たるのかどうかの議論は、部会ではしとかなないといけないなということです。

< 委員 >

要するに、建設国債であるかどうかですね。

その借り方がフローであったら困るということですね。

< 委員 >

そう、フローのために、負債をふやすっていうのは違いますよねという話。

< 委員 >

それはもう赤字国債って話ですよ。

< 委員 >

このあたり事務局、どうなんでしょうか。

この企業債に充てる部分って、どういうものに充てるんでしょうか。

< 事務局 >

資料7です。

下の資本的収入の企業債の項目に、その条件を記載させていただきまして、建設改良計画で言いますと、基幹施設更新事業及び基幹管路更新事業となっております。要は、耐震化を図るための事業に企業債を充てるという計画で、作成させていただいております。

< 委員 >

だからこれまでの今あるものを、維持管理、価値が上がらないではなくて、耐震という価値を上げる改良について、企業債を発行するっていうことでいいんでしょうか。

< 事務局 >

はい。

前回で指し示した建設改良計画に基づきその金額分を、このシミュレーションに企業債を借りるものとして、算出しております。

< 委員 >

企業債のことで、これも私前回申し上げたことなんですけども、企業債というのは手元の資金が足りないから、資金調達の手段として発行するんですよ。

他方で、有価証券購入するっていうのは要するに余裕資金があるから、利ざやを稼ごうという話ですよ。そこのバランスがちゃんととれてるかなと。

つまり近隣の関係からいうと、今借金したほうが必ず利子率というか、利率って高いですよ。だから、その余裕資金を運用して僅かな金利を稼ぐと、他方で企業債を発行してものすごく高い利子を払うということをやるとですね。単純に、余裕資金をもって、建設改良或いは耐震にまわして、企業債の発行高を節約したほうが、水道局としては賢い資金運用になるんじゃないかなと思います。

これも前回、議論させてもらって、回答いただいているところではあるんですけどね。

資金管理については、トータルで考えていただく必要があるのかなというふうに思います。

< 委員 >

それは事務局が改善した方針を出されてませんでしたか。

投資有価証券は購入しないとしてませんでしたか。

< 事務局 >

企業債を借りる場合は、投資有価証券はもう購入しないという前提でシミュレーションをさせていただいております。

< 委員 >

多分この間の委員のご提案を受けて、方針変更されたと思います。

< 委員 >

はい、わかりました。

だからそれを勘案した上での企業債の発行ってことですよね。

そうすると、この問題については、私から特にコメントはないです。

< 委員 >

私もないです。

< 委員 >

すみません 1 点だけ、資料の 8 - 1 で、例えば令和 3 年ですと、資本的収入と支出のところで、赤字が 5 億 8,900 万ですよね。

ということは補填が、いわゆる剰余金からの取崩しになるということで、企業債は 1 億しか出さないということは、足らずは全て剰余金から崩していくという、スタンスでよろしいでしょうか。

< 事務局 >

はい。

これは、令和 3 年度の予算実績を反映しておりますので、実際のシミュレーションは、令和 5 年度以降からシミュレーションしている内容になっております。

今回の令和 3 年度の予算を立てるときに、その計算をしたという結果でございます。

< 委員 >

論点はそこではなくて、財源的には、企業債を 3 億発行して、これで、建設国債的なものであって、他の足らずが 5 億あるわけですよね。これは剰余金から取り崩すということかということです。

< 事務局 >



その通りでございます。

< 委員 >

建設費を増やしていても、いずれ剰余金がなくなるということを表してるわけですね。

すなわち、今後建設、企業債も、この金額でシュミレートしていても、やはり足りないということでしょうか。

< 事務局 >

すいません。先ほどの訂正させていただきます。

令和3年度予算の話でいきますと、剰余金は取り崩さず、損益勘定留保資金、過去の繰越しの部分からですね、補填してきておりますので、その部分での剰余金からの動きはないという計算になっています。

< 委員 >

これ、損益勘定留保資金ってこれ、貸借対照表には、オンしてるんですか。

< 事務局 >

資料8 - 2のほうで記載しております。

< 委員 >

ということは利益剰余金みたいなもんですよね。

< 事務局 >

そうです。

< 委員 >

企業会計の利益剰余金のことですよね。

< 事務局 >

利益剰余金は一定という形になっております。

< 委員 >

ということは、要するに資本が減っていったるわけですよね。

つまり、起債をこれだけしていても、剰余金は令和9年ぐらいからもう底をついやうわけですよね。

< 事務局 >

資料8の、説明でよろしいですよ。

< 委員 >

はい。

損益留保資金が。底はつかないんか。

留保資金ですよ。

過年度と当年度どう違うんですか。

気にしないでいいですか。

<事務局>

過年度分は過去から蓄えていた額を取り崩す行為になります。

<委員>

そうすると、令和9年でゼロになっちゃうわけですよ。

<事務局>

令和9年でその分はなくなる計算です。

<委員>

ところが、当年度分で何か4億とかがずっと続くんですが、これは何ですか。

<事務局>

過去からの取り崩しで使っておるんですけども、その分がなくなりまして、令和9年度から長期前受金戻入や減価償却など、資金の活用を伴わないものを、4条で補填していくということで、当年度分というような表現をしております。減価償却等をあてはめた形で計算して、補填財源明細書を作成し、4条のマイナスに当てているというような内容になっております。

<委員>

これ4億4,400万とオンバランスはしてるんですか。

<事務局>

そうですね。

資料8-3のほうにその詳細の方を記載しておりまして、この内容が具体的な動きになります。

<委員>

今の4億4,400万どこですか。

<事務局>

資料8-3の補填財源使用可能額の利益剰余金があり、その下の損益勘定留保資金、これが内訳になっています。

<委員>

これ貸借対照表の金額でもあるわけですか。

<事務局>

はい、そうです。

< 委員 >

はい、わかりました。

ありがとうございます。

ということは、剰余金がなくなった後は、損益勘定留保資金で、補填が一応可能であるということでもいいわけですかね、こちらの理解は。

< 事務局 >

その通りです。

< 委員 >

ありがとうございます。

< 部会長 >

企業債をふやすのは単なるシミュレーションなのか。

それとも、こういうふうにしようというふう考えていらっしゃるんですか。

どう聞いていいのかわからないのですが。

< 事務局 >

資料7以降を提出させていただきました意図は、料金体系もしくは料金の値上げを実行しない場合、どのような代替手段があるかということで、企業債を発行するシミュレーションをさせていただきました。

このパターンと、料金体系の変更、資料5とこの資料を比べまして、上下水道局として一番最善の形はどういったことかというのを、ご意見いただきたいがために、今回、企業債発行のパターンの資料を出させていただいたという流れになっております。

< 部会長 >

お考えなのは、パターン2を採用するのであれば、企業債は積まないってことですよね、資料7以降の考えはない。

< 事務局 >

両方必要だっというご意見をいただければ、局としても検討しなくてはいけない内容と考えております。

< 部会長 >

はい。

このお話っていうのはやはり、次の3月の部会のほうで、先ほど委員がおっしゃった、設備等のお話と絡めて、もう一度このあたりはお話しないと駄目ということですかね。この企業債を積むか積まないか等については。

< 委員 >

部会の結論を、審議会のほうに部会長のほうから言っていただかないといけないので、次回の部会があって、その次に審議会でしたっけね。

そうすると次回はまとめのことが絶対必要で。後でメール持ち回りで確認してもいいんですけど。部会としてどういう結論を出すっていう、ことは必要で。それがどれぐらい時間を割くかということですけど。もちろん今日のは割と意見お互いに言いあって、方向性は見えてきたけど、文言上、審議会のほうにどう報告するかというのはまだ出来てないので、今日の内容をもう一度反芻して、議事録も共有して、我々で理解しといて、最終的にどうするかっていうのを、例えば部会長提案で、あらかじめメールで言うていただいたら、結論は簡単で済むし、やっぱりもう1回ちゃんと議論しましょうということであれば、どういう結論に持っていかってというのはご用意、方向性を見ていただかないといけないと思うんですね。

それとは別に議論する内容が残れば、議論すべきことをしたらいいと思うんですね。私は、もちろん、建設改良の工事っていう言葉が出たんで、それと、保守点検、っていうことの費用のかけ方は、審議会としては見とかなあかんの違うかなと思って申し上げたんで、それが、次回部会で100%議論しないとイケないということではないだろうと思います。

そのあたりどうお考えになるかですね。

それを他の委員の方にも確認しておいていただいたら、次回議論すべきこととして何があるかみたいなものをご確認いただいといたらいいかなとは思いますが。

或いは事務局が考えている残る課題みたいなものなのかっていうのを、今言うていただいてもいいです。

<部会長>

そうですね。

まず、事務局のほうから残る課題とすれば、どのようにお考えなのかっていうところをまずお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

<事務局>

大きな課題としては、財政収支試算をどの形で行うかっていうことがまず大前提になってくるんですけども、先ほど言いましたように、管の具体的な内容も必要だということで、次回、目標指標の内容につきまして、審議していただきます。その内容に耐震化率や管の内容も含まれますので、達成状況等も含め確認しながら、財政収支試算をどのような内容にすればいいのか、キャッシュの面についても、どれくらいのお金が必要なのかという点を含めて議論をしていただければという考えでございます。

< 部会長 >

それを踏まえて、次回もう少しこの点について議論をさせていただいてからの案作成になったほうが良いということですかね。

< 委員 >

多分部会のほうで結論をきちんと出すっていう段取りじゃないと、後で持ち回りで決めましょうだと、多分まとめにくいので、部会長なり、事務局なり、あるいは少しご相談いただくなり、やっぱりどういう結論を持っていくかっていう原案提示的なところは必要なかなと思います。

次回で部会の意見をまとめて、審議会に言うのであれば、

< 部会長 >

わかりました。

今日の議論をひとまずまとめて、皆さんにご理解いただくというか、方向性を確認ということですかね。

< 委員 >

多分議事録が上がってくるので、議事録を全員目通しして、議論をお互いにやってますけど、議事録目通しして、部会長のほうからおっしゃっていただくのか、どういう方法なのか、大体出てたとは思いますが、方向性をお示しいただくと、次回の部会で、結論を持つということはしやすくなると思います。

< 部会長 >

今日の議事録を踏まえ、事務局のほうの意向と部会での方向性を結論として、まとめるということですか。

< 委員 >

事務局の意向は幾度か言っていたらいいんですけど、部会ってやっぱり審議会の一部で、独立した組織なので、言ったら部会の意見ですよ。

< 部会長 >

わかりました。

部会の意見として、私がまとめてみるような感じになって良いっていいことですね。

< 委員 >

前会長の委員、いかがでしょうか。

今の現会長と部会長でもたもたしてますけども。

< 委員 >

委員のおっしゃる通りですよ。

その部会については部会長が、審議会で報告するわけですね。

そういうことをするので、やはり部会の結論っていうのはやはり明確に持っていないと次回の審議会は、うまく進行しないですね。

委員は部会の報告をずっとやってましたね。

基本的にはQ & Aで部会長が回答するわけですが、それを補足する形で、他の委員が、発言するということがあったと思います。

< 部会長 >

はい。

わかりました。

では、部会の意見として、一旦議事録をベースにまとめ、皆さんに、回覧していただくということになります。お手数かけますけどお願いしたいと思います。

< 委員 >

いや、それはそうなんですけども、やはり何ていうかな、細かな数字も含めたですね資料提出するときには、事務局の力があるわけですよ。

ですから、実際どういう出し方をするかっていう段になると、やはり事務局とのすり合わせですかね、意見にすり合わせは、必ず必要になると思うんですね。

< 部会長 >

はい、ありがとうございます。

< 委員 >

細かなところはマンツーマンで。

< 委員 >

今日なんかでも対面出来なかったんで、やはりちょっと意思疎通が図りにくいんですけど。事務局ともね。その辺がね、しにくいんですけどできるだけそれはできるように、やっぱり事務局現場で今日のパターン2っていうことをお出しになってるけど、これを部会で出すって無理ですよ。ゼロから。

だからもう相当これ、もんでおられる案でパターン五つ出して、来ていただいたんで、それを土台に議論するってことしたわけで。

やっぱり土台となる数値を我々はゼロからつくれないし、つくること自体もおかしいので、そのあたりは、多分、事務局とのすり合わせが確かに必要なことかなと思います。

< 委員 >

市議会に市民の代表の方々にやっぱり問題提起すると、やっぱり少子高齢化が、川西市でも進んでいくわけですね。

その中で、先ほど申しましたように固定費の問題があると、ところが今の川西市のですね、料金水準、料金体系というのが、はるか昔のそうじゃない時代の想定でつくってるわけですから、相当にずれがあるわけですよ。

だからそのずれをですね、調整すると。値上げありきじゃなくて実態に合わせる。そういう問題提供されるとですね、結果として、料金の値上げが、あるかもしれないけども、市民委員の皆さんもですね、そういう流れであれば、理解をしていただけるんじゃないかなと思うんですよ。

それは審議会のまとめですけども、審議会が答申を出すと、今度は市長さんがどう思うか。

それから、議会からどういう意見がフィードバックされるかっていうのがあるわけで。だけどそういうことを考えてやっぱりね、値上げとかって皆嫌なんですよ。値上げ賛成とかってそんな人いないんですよ。

けれども、今言ったようなことで、少子高齢化、今の料金体系は、はるか昔の、もう高度成長期とまで言いませんけども、全然前提の違う時代でつくったものであって、相当違ってますよと。

それでいいんですかっていう、そういう問題提起をしていただいたらいいんじゃないんですかね。

フォローをよろしくお願いします。

< 部会長 >

よろしくお願いします。

時間も、もう参りましたのでそろそろだと思っんですが、ご意見大丈夫ですか。

< 委員 >

大丈夫です。

## 【 2 . その他 】

< 部会長 >

はい、ありがとうございます。

続きまして、議事の2「その他」を議題といたします。

その他、何かあればご発言のほうお願いしたいと思います。

ございませんでしょうか。

< 委員 >

ありません。

< 部会長 >

それでは、意見がないようですので、事務局のほうから何かございますでしょうか。

< 事務局 >

それでは、次回の開催日時について、3月17日（木）の午後4時30分からとし、議事といたしましては、令和5～14年度財政収支試算（案）の策定、目標指標（案）の設定の2点についてご審議していただきたいと思います。なお、オンライン参加者には直接の影響はございませんが、今回のように、次回開催場所が変更になります。場所の詳細につきましては、改めてご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

< 委員 >

3月17日とおっしゃいましたね。

< 部会長 >

3月17日木曜日、4時30分です。

< 委員 >

今日とちょっと時間が違いますね。

< 部会長 >

はい、違います。少し早くなります。

それでは、繰り返しになりますが、3月17日の木曜日、午後4時30分から、第3回の部会を開催しますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上で閉会したいと思います。

皆様本日はどうもありがとうございました。